那覇市老人福祉法施行に関する要綱

(平成25年3月29日 健康福祉部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除き老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)及び老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(老人居宅生活支援事業の開始の届出)

第2条 法第14条の規定による事業の開始の届出は、老人居宅生活支援事業開始届(第1 号様式)により行うものとする。

(老人居宅生活支援事業の変更の届出)

第3条 法第14条の2の規定による事業の変更の届出は、老人居宅生活支援事業変更届(第2号様式)により行うものとする。

(老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出)

第4条 法第14条の3の規定による事業の廃止又は休止の届出は、老人居宅生活支援事業 廃止(休止)届(第3号様式)により行うものとする。

(老人デイサービスセンター等の設置の届出)

第5条 法第15条第2項の規定による設置の届出は、老人デイサービスセンター等設置届 (第4号様式)により行うものとする。

(老人デイサービスセンター等の事業の変更の届出)

第6条 法第15条の2第1項の規定による事業の変更の届出は、老人デイサービスセンター等事業変更届(第5号様式)により行うものとする。

(老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出)

第7条 法第16条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、老人デイサービスセンター 等廃止(休止)届(第6号様式)により行うものとする。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可申請)

第8条 省令第3条第1項に規定する認可の申請書は、養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)設置認可申請書(第7号様式)とする。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの事業の開始の届出)

第9条 法第15条第4項の規定による認可を受けた施設の長は、その事業を開始したときは、速やかに養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)事業開始届(第8号様式)により市長に届け出るものとする。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの事業の変更の届出)

第10条 法第15条の2第2項の規定による届出は、養護老人ホーム(特別養護老人ホーム) 事業変更届(第9号様式)により行うものとする。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止又は休止等の認可申請)

第11条 省令第5条の規定による廃止又は休止若しくは入所定員を減少又は増加の認可の申請は、養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止)等認可申請書(第10号様式)により行うものとする。

(改善命令による措置結果の報告)

第12条 社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、法第19条第1項の規定により施設の設備又は運営の改善を命じられたときは、これに基づいて採った措置について、措置結果報告書(第11号様式)により、その処分を受けた日から30日以内に、市長に報告するものとする。

(有料老人ホームの設置の届出)

第13条 法第29条第1項の規定による設置の届出は、有料老人ホーム設置届(第12号様式)により行うものとする。

(有料老人ホームの変更の届出)

第 14 条 法第 29 条第 2 項の規定による変更の届出は、有料老人ホーム事業変更届(第 13 号様式)により行うものとする。

(有料老人ホームの廃止又は休止の届出)

第15条 法第29条第3項の規定による廃止又は休止の届出は、有料老人ホーム廃止(休止) 届(第14号様式)により行うものとする。

(軽費老人ホームの設置経営の届出等)

- 第16条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届(第15号様式)により行わなければならない。
- 2 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可申請は、軽費 老人ホーム設置許可申請書(第16号様式)により行うものとする。

(軽費老人ホームの変更届出等)

- 第17条 社会福祉法第63条第1項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届(第17号様式)により行わなければならない。
- 2 社会福祉法第 63 条第 2 項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書(第 18 号様式)により行うものとする。

(軽費老人ホームの廃止の届出)

第18条 社会福祉法第64条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届(第19号様式)により行うものとする。

(準用)

第19条 第12条の規定は、社会福祉法人その他の者が社会福祉法第71条の規定により必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合に準用する。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

有料老	人ホー	ム設置	届
111111111111	/ (/) ,		/Ш

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

設置者 法人名

氏 名 (名称及び代表者氏名)

有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定により 次のとおり届け出ます。

名		称	
所	在	地	※階数まで記載すること。
		規模	
建	物	構造	
		種類	
設	備	数量	
事業開始予定年月日		月日	
法	人	名	
住		所	
氏		名	
住		所	
入	居定	三員	人 居 室 数 室
	所 建 設 方 法 住 氏 住	所建 設 予法住氏住 在物備年人	所在地 規模 建物 構類 最新 年年人 方法 住 氏

有料老人ホー	ム事業変更届

年 月 日

那覇市長 宛

住 所法人名氏 名(名称及び代表者氏名)

有料老人ホームの届出事項を変更したので、老人福祉法第29条第2項の 規定により次のとおり届け出ます。

施設の	つ 名	称			
施設の	所 在	地			
変更事項	変更	前			
	変更	後			
変更の	年月	日	年	月	日
変更	理	由			

添付書類

定款その他の基本約款の変更の場合にあっては、その変更後の定款その他の基本約款及び変更に係る部分の新旧対照表

有料老人ホーム廃止(休止)届								
那覇市長 宛					年	月		日
	住 所 法人名 氏 名 (名称及び代表者氏名)							
有料老人ホームを □ 廃止 したいので、老人福祉法第29条第3項の □ 休止 規定により次のとおり届け出ます。								
事業開始年月日			年	月	日			
施設の名称								
施設の所在地								
廃止 (予定) 年月日			年	月	日			
休止 予定期間	年	月	日~	J	年	月	日	
廃止又は休止の理由								
入居者の処遇								
財産の処分方法 (廃止した場合)								